

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和6年9月27日（金） 15:00～15:24

【場 所】 奥州市役所7階 委員会室

【出席議員】 (26名)

菅原由和 加藤清 佐藤美雪 宍戸直美 菅野至 門脇芳裕 佐藤正典 高橋善行
佐々木友美子 小野優 東隆司 及川春樹 高橋晋 千葉和彦 小野寺満
千葉康弘 瀬川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 飯坂一也 中西秀俊
菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文

【欠席議員】 高橋浩議員、阿部加代子議員

【出席者】 倉成市長 小野副市長

二階堂政策企画部長 浦川総務部長 高橋福祉部長

千田福祉課長 及川福祉課長補佐

鈴木議会事務局長 菊池議会事務局次長 佐藤議会事務局副主幹

【次 第】

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

生活保護費不正受給による当市の被害について

4 そ の 他

5 閉 会

【概 要】

1 開会 (略)

2 挨拶 (略)

3 協議

(1) 説明事項

生活保護費不正受給による当市の被害について

○議長（菅原由和君） それでは、早速3の協議に入ります。

(1)の説明事項、生活保護費不正受給による当市の被害について説明をいただきます。

高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） この度、当市の被保護者による生活保護費の不正受給の事案が生じたことから、奥州市福祉事務所として被害届を提出いたしました。

ケースワーカーは、被保護者に寄り添いながら、一心に業務運営に取り組んで参りましたが、このような事態に至ったことは大変遺憾であります。

詳細について、福祉課長からご説明いたします。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） 福祉課千田でございます。

それでは私から、生活保護費不正受給による当市の被害についてをご説明いたします。

資料に沿ってご説明いたします。

1、概要でございますが、先月8月27日に岩手県警より電話がありまして、知人女性の脅迫の疑いで逮捕した者があり、この者は奥州市の生活保護費を受給しているということでありました。

これを受けて、当市では同日、この者の保護停止をしております。

翌日、8月28日に再度県警から電話がありまして、対象者は就労収入があること、車や携帯電話を複数台所有していることが判明いたしました。

2、対象者の情報でございます。

40代で、居所は水沢地域内の宿泊施設の1階に寝泊まりしております。

保護開始は、令和2年8月5日。

保護開始理由ですが、就労収入がなく生活困難なためです。

保護開始時は、無職で就労収入もなく、あとは資産調査をするわけですがけれども、その結果でも預貯金はなし、主名義の車や土地家屋の保有もありませんでした。

令和2年9月に日雇収入の申告を1回したのみで、以降、就労申告はありません。

毎年実施している一斉収入申告では、毎年収入0円で申告書を提出しております。

職員が定期的に訪問するわけですがけれども、本人からの要望で、事前に連絡してから訪問しておりました。突然の訪問で不在の時には、不在差し置きをするわけですがけれども、その都度本人からは電話が来て、連絡は取り合っていた状況です。

3、岩手県警の捜査内容ということで、警察の取り調べでわかった内容でございます。

対象者は、保護申請前の平成28年から、デリバリーヘルスの送迎の仕事をしていた。コロナの影響で一時的に休業しております。

令和3年2月よりデリバリーヘルスの送迎の仕事を再開しております。以降、今年8月まで約1,000万円以上の収入を得ていたことが判明しております。

対象者は、このデリバリーヘルスの従業員ではなく、送迎をするという個人事業主の扱いで、現金をデリバリーヘルスの業者から報酬を受け取っており、税の申告も未申告でございました。

令和5年に交通事故に遭い、慰謝料として約64万円の保険金を受領しております。

保護申請時から対象者名義の車の保有はありませんでしたが、令和4年に父や兄名義の車を4台、対象者が保有し、使用していたことがわかっております。

その他携帯電話を合計で30台ほど所有しておりました。

4、県警及び市の対応状況でございます。

8月26日に逮捕されておりまして、これは知人女性への脅迫の疑いでございます。

翌日、8月27日、当市では保護の停止をしております。これは、逮捕・拘留によるものです。

9月6日、起訴拘留ということで、同日、保護の廃止をしております。

9月19日、奥州市福祉事務所より被害届を提出しております。

9月26日、昨日になりますが、逮捕されておりまして、こちらは生活保護費の不正受給の容疑でございます。

本日、9月27日、警察でマスコミ報道、午前10時に投げ込みしております。

被害額でございます。被害額、概算でございますが、この者が就労開始、再開した令和3年2月から、保護停止の令和6年8月の支給分として約470万円でございます。

この者の保護開始時から保護停止時までの総支給額になりますが、令和2年8月から令和6年8月までの保護費の支給額は、543万9,180円となっております。

被害への対応ということで、不実の申請により受給した生活保護費について、生活保護法第78条の規定に基づき、被害額及び100分の40以下の加算金を徴収することとしております。

再発防止策でございますが、いつも通常やっていることになってしまいますけれども、家庭訪問の徹底をしまして、生活状況を的確に把握するということを徹底して参ります。

それから、申告義務の説明や、生活保護法上の制度の説明を徹底して、被保護者に理解していただくということで、再発防止策を組んでおります。

以上になります。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

7番、佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 1点、居所についてお尋ねします。

宿泊施設の1階が居所ということで、その1階がどういう状況で、どこにこの人は住んでいたのかということと、家庭訪問もこの場所に行っていたということになるのでしょうか。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） 居所の宿泊施設の1階ですけれども、駅通りに面したところに、旧飲食店に下りる、地下に降りる階段があるんですけども、そのすぐ脇の店舗、テナントっていうんですか、その細長いところで寝泊まりをしていたということです。そこに寝泊まりをして住んでいるということでしたので、家庭訪問もそちらの方に行って面談をしていたということです。

以上です。

○議長（菅原由和君） 佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） 直接、市の方じゃないのかもしれないですけども、この家庭訪問するっていうか、この生活保護の認定をするに当たって、その宿泊施設の1階は前、飲食店が入っていたテナントのところだと思うんですけど、どういう状況であれ、そういうところに寝泊まりするっていうのであれば、通常考えれば、ちゃんと借りて家賃を払うとか、そういうことでなければそこには住めないと思うんですけども、その辺の事情聴取、認定する段階でここは、寝泊まりしているところだと言うときに、もし、家賃を払っているならば、その家賃は誰が払っているのかとか、そういうようなやりとりはこの居所についてはなかったのでしょうか。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） 当然、保護開始時には、あそこのテナントはトイレもないような状況でしたので、転居についての話も当然して、きちんとした住みやすいところに住むようになっていう話もしたんですが、本人は、あそこは少し水道があるので水は確保できるということでしたし、エアコンもあるようなところでした。トイレも公衆トイレが近くにあるということでしたので、そこを使っているということで、あと、お風呂とかについても、フィットネスに月額で契約して7,000円くらいのフィットネスで、そこのお風呂を使って体を洗ったりしてということで、トイレ掃除をすることもないし、お風呂掃除をすることもないし、食べ物は買ってきたもので食べるので楽だということでここに住みたいということの理由でそこにずっと住み続けていたということです。

○議長（菅原由和君） ほかに、8番東隆司議員。

○8番（東隆司君） 8番、東です。

6の被害への対応のところ、今回、不正受給した部分、被害額と100分の40以下の加算金の徴収ということですが、これは市が徴収をして、そのお金は、多分これ国から保護費ですから、国へお返しをするということなのかということがまず1点。

その際、市が徴収に仮に関わるとするならば、そこに一定の必要経費といいますか、人件費を含めた分はかかると思うんですがそれは国に請求できるのかということと、この方、このパターンでいくともしかすると服役するような形になるとすれば、いわゆる出所後っていいですか、服役が終わった後にこれが効力を発し、徴収すると。つまり、時効とかがなくて、これはもう必ず徴収するのだということなのか。お聞きをいたします。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） 国へ返すお金ということについてなんですが、今、県の方にもこの事案については話をしておりまして、県の方から国への対応については指導があるということになっております。

それから、徴収については、5年ということで、期間が決められておりますので、それを超えてしまうと、徴収できなくなるってことになるので、継続的に徴収できるような形で、何とかもっていききたいというふうには考えておるんですが、そのような期限はございます。

あと、徴収については、生活保護ということでしたので、しばらくは、福祉課の方でこの対象者にはかわっていくということになると思います。以上です。

○議長（菅原由和君） 東隆司議員。

○8番（東隆司君） 5年の時効があるっていうことですが、これ服役中は、その時効の時計は止まるということではないのでしょうか。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） すいません、ちょっと調べてご回答差し上げます。

○議長（菅原由和君） 佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君） さっきの居所のことに関わってちょっと私が意図する答えは何か今出なさそうな気がするので、今即答じゃなくていいんですけども、今後、また、このような被害に遭わないように、いろんな保護認定についての審査上のことも含めてお話するんですが、このまま報道になりますと、やっぱり宿泊施設さんにとってもものすごいダメージだと思うんですね。そういう方が、そこに住んでらしたっていうことで、一般的にこれを見ますと、当然、普通にあそこでお店を開こうとすれば、月何万円っていう家賃を求められる場所だろうなっていうふうと思うところに、生活保護を受ける方が住んでいたということはどういうことなのかっていう疑問を持たれると思うので、何かやはり生活保護を受けるほどの収入状況の方であれば、市営住宅をお勧めするか、そういう低廉な家賃のところをお勧めしたりすると思うんですけども、それとここがふさわしいところだったのかっていう辺りも、おそらくその認定のときに疑問視される。これが報道になりますと、その辺も整理されて、宿泊施設さんの不評に繋がらないようにその辺はきちっとされた方がいいんじゃないかなという疑問を持ちました。

以上です。

○議長（菅原由和君） 高橋福祉部長。

○福祉部長（高橋清治君） この居所につきましては、議員さんにお伝えするための表現をしてございますし、あと、報道上の表現につきましては、そういった配慮がなされるようお願いしていきたいと思います。

あと、住まいが、ここが適切かどうかっていうのをこちらから一方的に、こういう場所は不適切だというふうに決めつけるわけにはいきませんので、そこら辺は相手の意向なり、どういった生活を希望されるのかといったことから導き出されるものと考えてございますので、ある宿泊施設だからいいとか悪いとかっていうことでの判断は行っていないところです。

○議長（菅原由和君） ほか、ございますか。

18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 基本的なことを若干お伺いするんですが、まず、被害額ですが、令和3年2月から6年8月支給分で470万円。保護開始時から停止までの支給額が、1年さかのぼるんですが、令和2年8月から令和6年8月で543万9,180円という記述がございすけれども、今回の被害届というのはこの470万円が実質被害を受けたという、被害届っていう理解なんでしょうか。

その差額分の約74万9,000円っていうのは、そもそも保護支給額として間違いないのだという捉え方をすればいいのか。そこをお伺いします。

7の再発防止策ですが、家庭訪問の徹底、申告義務の説明という、2つあります。

それで、県警さんの調査によると、これ今年8月までですから、これいつからなのかわかりませんけども、1,000万円以上の所得、収入があったという調査結果、内容ですけれども、これは税務的に言いますとこれは申告するようにと、これは税務当局の方から調査なり課税なりになるっていう理解でよろしいんでしょうかということ。

それと、家庭訪問の徹底っていう防止策ですが、あえてその徹底というのは、このケースから不十分だったという反省に立って、徹底した訪問という対策にするというふうな表現なんでしょうか。この点についてお伺いします。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） まず1点目の被害額ですけれども、こちらに記載のとおり、令和3年2月から令和6年8月までの約470万円というのが被害額ということになります。

下に書いてある543万9,180円っていうのは、この者が保護を受けてから廃止まで、このくらい支給しておりますという金額を示しているものでございます。

あと、1,000万円の収入があったというような話の申告の話ですけれどもこちらについては、これまで全く申告をしていなかったということですので、それはするべきもの、申告をしなければならぬ収入ということになります。

それから、家庭訪問の徹底ということですが、もちろん私も福祉課のケースワーカーは、生活保護法に基づきまして家庭訪問をしているわけですが、このような詐欺の行為をやはり、ケースワーカーが感じるためには、家庭訪問をしてその家の状況とかを見ながら、何か変化があった場合にはこれはどうなっているのって聞いたり、やはり、家庭訪問が基本にならないと、こちらがだまされる原因にもなってしまうということです。そちらを引き続き行って、なお、徹底していくということでの再発防止策ということでございます。

○議長（菅原由和君） 廣野富男議員。

○18番（廣野富男君） 回答はそのとおりなのでしょうけれども、被害額もわかりました。問題は、差額分の約73万円ですよ。これは、保護に値する、保護状態にあった金額ですよ。ですからこれは、返還には当たらない額という理解でいいのですかという確認でした。

それと、この方の今までの家庭訪問っていうのは、どの程度やっておったんでしょうか。私も若干、家庭訪問をした経験はあるんですけどね。大体、身なりでわかるんですよ、その人の職業というのは。頭の恰好、人相ですよ。普通、着物で大体わかるんですよ。なぜ、3年間もわからなかったかっていうと、おそらく家庭訪問がほとんどなされなかったのかなというふうに思うんです。確かに今のケースワーカーさん、120ケースから80ケースぐらいお持ちですから、大変なのはわかりますけれども、やっぱりこれは基本的に最低でも年2回ぐらいは、訪問しないと駄目ですよ。だから、その辺の実態はどうだったんですか。そこをお尋ねします。

○議長（菅原由和君） 千田福祉課長。

○福祉課長（千田健悦君） 1点目の保護費についてですが、保護開始が令和2年8月5日からですので、稼働収入を得たのが令和3年2月からということです。この間の保護費が70万円ほど支給していたということで、保護の適正な支給だったということになります。

それから、家庭訪問の状況になりますけれども、コロナ禍の際には、やはり訪問の回数も限られておりまして、電話での、例えば、昨年度はコロナ明けということになっておりまして7回ほど接触はしております。

その前になりますと、訪問した後に電話をもらって、内容の聞き取りとか、電話での事情聴取とか、内容を把握するということで、令和3年度においては、面談は直接あったのは、1回だけになります。

令和2年の保護開始時からの、令和2年度については、電話での内容聞き取りが3回と。訪問では1回。あとは来てもらって、会えなかったのが、来てもらって役所で説明等をしたというのが1回あるというような形です。

ですので、コロナが明けてからの去年とかは、2ヶ月、3ヶ月にいったんぐらいは本人に直接会って、状況確認や話を聞いていたということにはなります。

○議長（菅原由和君） ほかによろしいでしょうか。

それでは、特にご質問等ないようですので、説明事項3の協議については、以上といたします。

説明者退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

#### 4 その他 （以下略）